

圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止対策に取り組みます

— 鶴ヶ島市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針のあらまし —

1. 背景・目的

圏央道沿線には、里山・農地・集落地が広がり、武蔵野の原風景ともいえる地域を形成しています。このような中、圏央道は平成24年度の県内全線開通を目標に整備が進められており、開発ポテンシャルの向上とともに、インターチェンジ周辺に資材置場や残土置場などの乱立など、いわゆる乱開発の出現が懸念されています。

そこで、平成20年1月に埼玉県及び沿線の16市町が「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止に向けた共同宣言」を行い、連携して乱開発抑止に向けた取り組みを行うことを表明しました。

これをうけ、鶴ヶ島市においても、埼玉県及び沿線の16市町と歩調を合わせ、『重点抑止エリア』と定め、関係法令の厳格な運用に努めるとともに、監視活動を強化するなどの総合的な乱開発抑止対策に取り組むこととしました。

2. 重点的に乱開発を抑止する地域（重点抑止エリア）

圏央鶴ヶ島インターチェンジから概ね1.5kmを基本とした市街化調整区域

3. 乱開発抑止策の実施方法

(1) 関係法令の厳格な運用

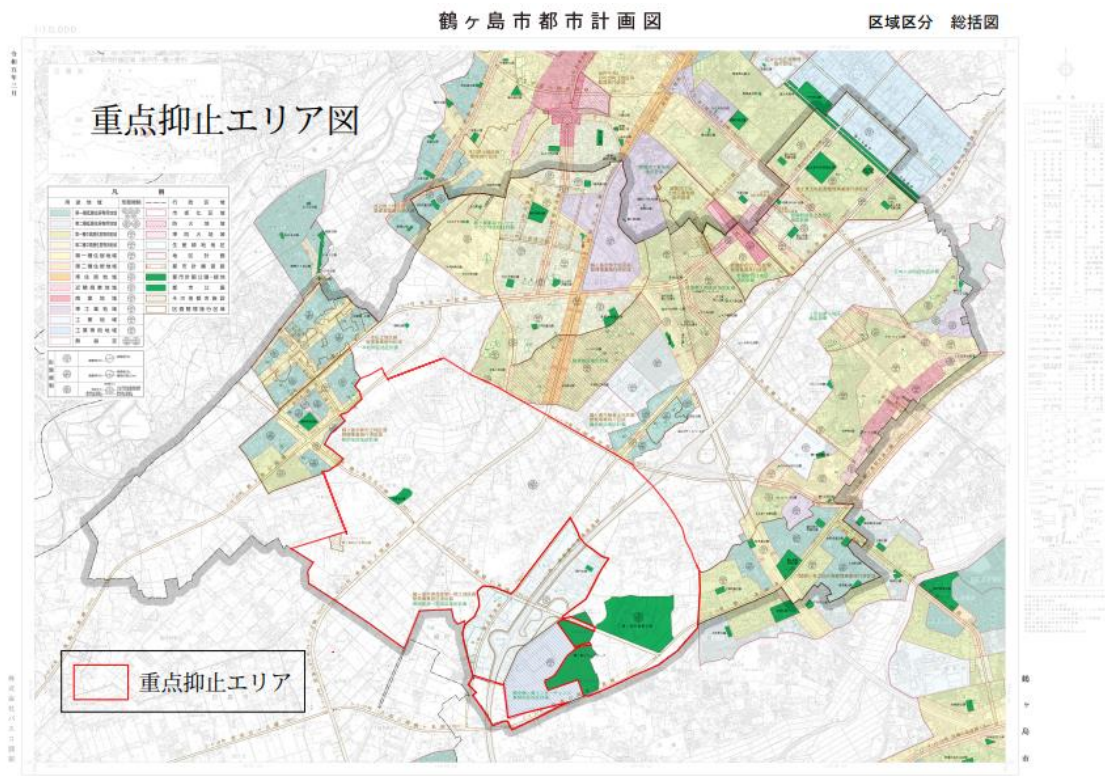
- ①農業振興地域の整備に関する法律
- ②農地法
- ③景観法・埼玉県景観条例・埼玉県景観計画
- ④都市計画法
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑥鶴ヶ島市の環境を保全する条例

(2) 啓発活動

(3) 監視活動の実施

- ①重点抑止エリア一斉パトロールの実施（11月頃 年1回）
- ②重点抑止エリア合同パトロールの実施（年2回程度）
- ③重点パトロールの実施（各所管課）
 - ・農地の巡回パトロール（農業委員会）
 - ・景観形成の巡回パトロール（都市計画課）
 - ・違反開発の巡回パトロール（都市計画課）
 - ・不法投棄の巡回パトロール（生活環境課）

重点的に乱開発を抑止する地域（重点抑止エリア）



圏央鶴ヶ島インターチェンジから概ね1.5 kmを基本とした市街化調整区域



圏央道沿線における乱開発の抑止に 御協力をお願いします！

～緑豊かで美しい環境の保全のために～

「乱開発」ってなに？

この取り組みにおける「乱開発」とは、資材置場や残土置場などが複数入り乱れて立地する状況をさします。

なぜ抑止が必要なの？

緑豊かな環境が広がっています

圏央道沿線に広がる豊かな自然環境と田園景観は、次世代に引き継ぎたい、地域の貴重な財産です。

乱開発による環境の悪化が懸念されています

- ・圏央道の開通により交通の利便性が向上し、新たな産業の立地など地域の活性化が期待されています。
- ・一方、沿線では、資材置場や残土置場などの乱立、すなわち「乱開発」により、緑豊かな環境が損なわれることが懸念されています。

緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐため
「乱開発」の抑止に取り組む必要があります。

◇埼玉県と圏央道沿線16市町は、圏央道のインターチェンジ周辺などに乱開発の「重点抑止エリア」を設定、総合的な抑止策を実施

◇「重点抑止エリア」内では、資材置場や残土置場などの乱立を抑止



重点抑止エリア内における乱開発の抑止策

①資材置場や残土置場などが複数入り乱れて立地しないよう、法令に基づき抑止に取り組んでいます

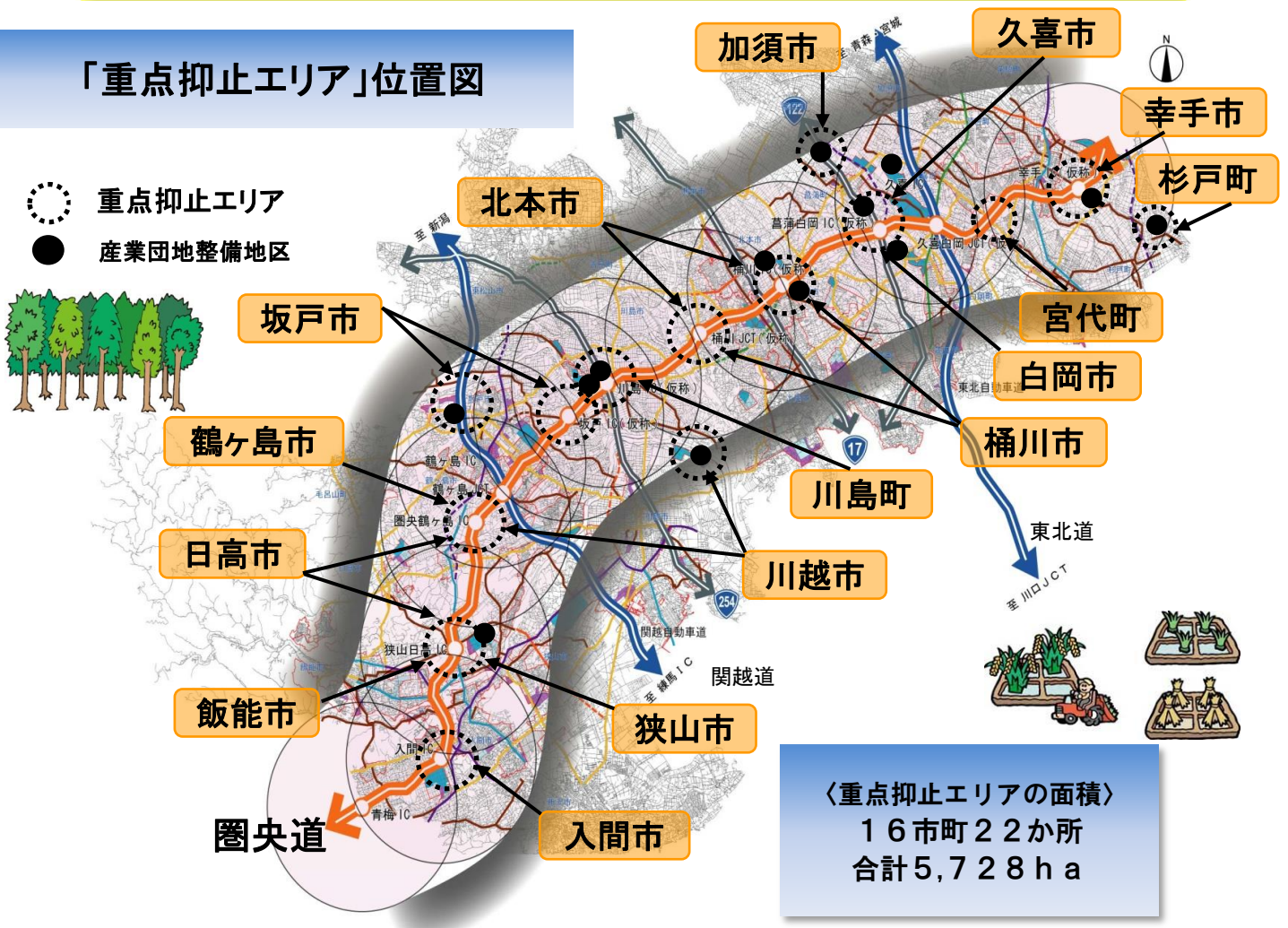
* 関係する法令：「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」「景観法」「埼玉県景観条例」「埼玉県屋外広告物条例」 など

②資材置場や残土置場などの施設（対象施設）について、新たな設置の抑止に取り組んでいます

* 対象施設：沿道サービス施設、駐車場、資材置場等、産業廃棄物置場・処理施設
* 抑止する対象施設や区域は、各市町が設定しています。

③重点抑止エリアのパトロールを実施しています

「重点抑止エリア」位置図



〈重点抑止エリアの面積〉
16市町22か所
合計5,728ha

お問い合わせ先 埼玉県 都市整備部 田園都市づくり課

電話 048-830-5545 FAX 048-830-4879 E-mail a5540@pref.saitama.lg.jp

* 各市町では、乱開発抑止基本方針を策定し、重点抑止エリアや抑止する対象施設を設定しています。詳しい内容は、埼玉県ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/rankaihatu.html>

